

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月11日

吉備中央町長 山本雅則

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 特用林産物マイタケ生産出荷施設冷却装置改修工事
- (2) 施行場所 岡山県加賀郡吉備中央町豊岡上674番地
特用林産物マイタケ生産出荷施設（キノコの里のぞみ園）
- (3) 工事種別 管工事
- (4) 工事内容 別紙特用林産物マイタケ生産出荷施設冷却装置改修工事仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 施工期間 契約締結日から平成31年7月31日まで。
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格 設定あり
- (8) 入札保証金 免除

2 入札参加資格

本工事に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から入札日までいずれの日においても、吉備中央町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成16年吉備中央町告示第8号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から入札日までいずれの日においても、岡山県建設工事等入札参加資格者に

係る指名停止等要領（平成 13 年岡山県告示第 404 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団の構成員及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(8) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する管工事において建設業の許可を有する者であること。

(9) 空調設備（冷却施設）の工事請負又は下請けの実績のある者であること。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（指定用紙）

イ 誓約書（指定用紙）

ウ 使用印鑑届（指定用紙）

エ 印鑑証明書 ※写し可

オ 登記簿謄本（個人にあつては身分証明書） ※写し可

カ 納税証明書 ※写し可

・国税（本社を管轄する税務署長が発行するもの（税目は、法人税と消費税及び地方消費税））

・都道府県税（本町と契約を締結する事業所等の所在都道府県のもの）

・市町村税（本町と契約を締結する事業所等の所在市町村のもの）

キ 建設業許可証明書 ※写し可

ク 空調設備（冷却施設）の工事請負又は下請けの契約書の写し、又は実績を証明する書類

※指定用紙は吉備中央町ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請期間

本公告の日から平成 31 年 4 月 23 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、郵送の場合は平成 31 年 4 月 23 日（火）必着とする。

(3) 申請時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

(4) 提出先

〒716-1192

岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1 番地 2

吉備中央町 総務課

(5) その他

ア 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

4 入札参加資格の有無について

- (1) 入札参加資格が「有り」と確認された者には、平成 31 年 5 月 7 日（火）までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を送付する。
- (2) 入札参加資格が「無し」と確認された者には、平成 31 年 5 月 7 日（火）午後 5 時までに電話連絡をし、後日その理由書を送付する。

5 仕様書及び設計書等の閲覧

- (1) 本工事に係る仕様書、設計書及び図面（以下「仕様書等」という。）は次により閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
平成 31 年 4 月 12 日（金）から平成 31 年 5 月 15 日（水）まで
 - イ 閲覧場所
吉備中央町ホームページ
- (2) 仕様書等について、質疑がある場合は、質疑書に質問内容を記入のうえ、持参または F A X にて提出すること。
※質疑書の様式は吉備中央町ホームページからダウンロードすること。
- (3) 質疑書提出期限
平成 31 年 4 月 23 日（火）午後 5 時まで
- (4) 質疑書提出先
吉備中央町 農林課
F A X 番号 0866-54-1307
- (5) 質疑回答日
質疑及び回答の全部を、平成 31 年 4 月 26 日（金）までに参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、F A X で送付する。

6 入札日時、場所、方法等

- (1) 入札日時
平成 31 年 5 月 16 日（木）午後 2 時から
- (2) 入札場所
岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1 番地 2
吉備中央町 賀陽庁舎 2 階 中会議室
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数
開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を 2 回を限度に行う。ただし、最低制限価格未満の金額で応札した者は、再度の入札に参

加することができない。

(5) 提出書類

ア 入札書（内訳を付したもの）

- ・入札書記載金額と内訳の工事費計を一致させること。
- ・入札直後に行う再度の入札では内訳は不要とする。

イ 委任状（代理人を立てる場合のみ提出）

7 入札における注意事項

- (1) 入札参加者は、入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。
- (2) 代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印と共に代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人が記名、押印すること。
- (3) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。
- (4) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を2回を限度に行う。
- (5) 有効な入札を行った者のうち、予定価格以内で最低制限価格を下回らない最低入札者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき同価格に入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。この場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを提出しなければならない。

9 入札の取りやめ等

不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは、入札を中止または延期することがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 最低制限価格を下回った入札
- (2) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (3) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はFAXその他の電気通信による入札
- (8) 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- (9) 以下のいずれかに該当する入札書による入札

ア 記名押印のない入札書

- イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ 入札金額が 0 円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - エ 要領を知得することができない入札書
 - オ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - カ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約条件等

- (1) 落札日から起算して 14 日以内に請負契約の締結を行うものとし、契約の締結に要する費用は、落札者の負担とする。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

12 契約保証金

- (1) 500 万円以上の工事請負契約を締結する場合、落札者は請負代金の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 落札者が契約に基づく債務を履行しないときは、契約保証金は町に帰属する。
- (3) 契約保証金には利子を付さない。

13 その他

本公告に記載されていない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令及び吉備中央町財務規則等の定めるところによる。